

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成28年1月13日（平成28年（行情）諮問第12号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行情）答申第509号）

事件名：除染実施同意書等の業者への貸出等を記録した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月24日付け環東地福庶発第1509242号により東北地方環境事務所長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。（なお、審査請求人が添付している資料は省略する。）

（1）審査請求書

特定県特定町特定地番の除染実施同意書、特定個人他1名で印の押しであるものを平成27年8月19日午前、担当者に保管のしかたについて聞いたところ開示請求に書いてある説明だった。不存在となると同意書は契約書に記載の保管であるのかどうか確認したいため。

（2）反論書

ア 請求した文書は、担当者特定職員が口頭で説いたものであって私には、存在するのかどうかは、わからない。

イ 平成25年度特定地域除染等工事の文書に記載されていない説明だったので、確認のために請求したものである。

ウ その文書の中で、「受注者は、本契約による事務処理するために貸与された資料等を、本契約の終了後速やかに返却する」こととされているが、何をもって返却とするのか、説明を聞いてみたいものである。

エ 資料の中には個人情報が含まれており、それも返却されるのか、ま

た、下請会社との契約は、民間の契約の問題だから関係ないとの事からそれも返却されるのか問いたい。

オ 開示された契約書の内容が弁明書からは、うかがえるので説明を求める。

以上のことから、担当者の説明と、開示された文書の内容が一致するのか確認したいために審査請求したものである。

(3) 意見書

審査請求人は意見書を提出しているが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨申し出ているので、その内容は記載しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

(1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成27年8月25日付けで、「平成25年度特定地域除染等工事で除染実施同意書及び現況確認書（原本・写し）の業者への貸し出し、及び返却を記録した文書全部（平成27年8月19日特定職員の説明によるもの）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同日付けでこれを受理した。

(2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成27年9月24日付けで審査請求人に対し、請求のあった文書については作成・保有しておらず、不存在のため、不開示とする旨の原処分を行った。

(3) これに対し、審査請求人は、平成27年10月15日付けで審査庁に対して、上記第2のとおり審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、審査庁は同日付けで受理した。

(4) 審査庁は、本件審査請求について弁明書及び反論書の内容を含めて検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、審査庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

本件開示請求について処分庁では、平成25年度特定地域除染等工事の工事請負契約書添付の除染関連業務共通仕様書において、「受注者は、本契約による事務を処理するために貸与された資料等を、本契約後速やかに返却する」とこととされているのみであり、貸出及び返却に係る記録は作成していないことから請求のあった文書は不存在のため、不開示とする原処分をしたものである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、原処分に対して、「特定県特定町特定地番の除染実施同

意書，特定個人他1名で印を押してあるものを平成27年8月19日午前，担当者に保管のしかたについて聞いたところ開示請求に書いてある説明だった。不存在となると同意書は契約書に記載の保管であるかどうか確認するため」と主張する。

審査庁が処分庁に確認したところ，処分庁の説明は次のとおりであり，審査請求人の主張は，事実誤認があると思われる。

- (1)「平成27年8月19日午前，担当者に保管のしかたについて聞いたところ，開示請求に書いてある説明だった。」とするが，当該開示請求書には除染実施同意書等の保管の方法については記載されていない。また，当日対応した担当者に確認した結果でも，このような説明は行っていないとのことであった。
- (2)「不存在となると同意書は契約書に記載の保管であるかどうか確認するため」とするが，平成25年度特定地域除染等工事の工事請負契約書及び添付の除染関連業務共通仕様書には同意書の保管の方法については記載されていない。

したがって，「特定県特定町特定地番の除染実施同意書，特定個人他1名で印を押してあるものを平成27年8月19日午前，担当者に保管のしかたについて聞いたところ開示請求に書いてある説明だった。不存在となると同意書は契約書に記載の保管であるかどうか確認するため。」として原処分を取消しを求める審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

以上のとおり，審査請求人の主張について検討した結果，審査請求人の主張には理由がないことから，本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり，本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年1月13日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月15日 | 審査請求人から意見書及び資料の收受 |
| ④ 同年10月26日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであり，処分庁は，これを作成・取得しておらず，不存在のため不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分の取消しを求め，諮問庁は，原処分を維持することが妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3)において、本件対象文書につき、環境省では作成・取得していない旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 東北地方環境事務所における文書管理については、「地方環境事務所行政文書管理要領」が適用される場所、同要領には外部の者への行政文書の貸出及び返却や、これに係る記録の作成についての定めはないため、環境省においては、他市町村における除染等工事も含め、除染実施同意書等の受注者への貸出・返却に係る記録は作成していない。

イ なお、環境省の「平成25年除染等工事共通仕様書」1-1-50(個人情報取り扱い)では、個人情報の適切な管理のための措置、守秘義務、利用・提供の禁止、複写・複製の禁止、貸与された資料等の契約終了後の返却、管理体制の整備などの受注者の義務等が定められているが、貸与された資料等の記録の作成や提供についての義務までは明示的に規定されておらず、また、発注者側の管理についても特に規定されていない。

(2) 諮問庁から提出を受けた「地方環境事務所行政文書管理要領」及び「平成25年除染等工事共通仕様書」を確認したところ、その内容は、諮問庁が上記(1)で説明するのとおりであると認められる。

(3) そこで検討すると、個人情報保護の重要性を踏まえれば、個人情報が含まれる行政文書を外部の者へ貸し出し、その返却を受ける際に何ら記録を作成しないという文書管理の在り方には疑問がないではないが、本件対象文書は保有していないとする諮問庁の説明を覆すに足る事情も認められず、これを是認せざるを得ない。

したがって、東北地方環境事務所において、本件対象文書を作成していたとは認められず、本件対象文書を保有しているとも認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東北地方環境事務所において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

平成25年度特定地域除染等工事で除染実施同意書及び現況確認書（原本・写し）の業者への貸し出し，及び返却を記録した文書全部（平成27年8月19日特定職員の説明によるもの）